

# マイナ保険証の利用促進等について

# 12月2日以降の医療機関等における マイナンバーカードを用いた資格確認

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 医療機関等の窓口で患者が資格確認を受ける方法（12月2日以降）

	資格確認方法	備考
①	<b>マイナ保険証</b> ※顔認証マイナンバーカード含む	電子証明書の有効期間内のみ、医療情報等の提供の同意に基づくよりよい医療を受けることが可能  12月2日以降、電子証明書の有効期限が過ぎても3か月間は引き続き資格確認を受けることが可能
	マイナポータル画面（PDF含む） + マイナンバーカード	マイナンバーカードで資格確認ができなかった場合に、窓口でスマートフォンの画面を提示
	資格情報のお知らせ + マイナンバーカード	マイナンバーカードで資格確認ができなかった場合に、窓口で資格情報のお知らせの用紙を提示
②	<b>資格確認書（・健康保険証）</b>	資格確認書でも保険証と同様に医療を受けることが可能  マイナ保険証を保有しない方には、現行の健康保険証の期限が切れるまでに申請によらず職権交付  健康保険証は、12月2日以降、有効期限の範囲内で最長1年間使用可能

※マイナ保険証の場合には、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証の提示は不要。

# マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの対比表

	マイナ保険証	資格確認書	資格情報のお知らせ
対象者	マイナンバーカードを取得して保険証利用登録をした方	電子資格確認を受けることができない方 (マイナ保険証未保有者、マイナンバーカード未保有者等) ※現行の保険証が失効する後期高齢者はマイナ保険証の保有状況に関わらず職権交付の対象 (令和7年7月末までの暫定的な運用)	マイナ保険証の保有者 ※被用者保険は今年度は全加入者、それ以降は新規加入時等に交付 ※後期高齢者については、左記の暫定的な運用の間はマイナ保険証の保有者に対しても資格情報のお知らせを交付せず、資格確認書を交付
取得方法・受取手段	自治体に交付申請、原則対面での受取手段	当分の間はマイナ保険証未保有者等に保険者が申請によらず交付 (原則は申請交付)	保険者が申請によらず交付
用途・使用方法	医療機関での資格確認時に、顔認証付きカードリーダーにかざして利用 ※顔認証・暗証番号入力・目視確認のいずれかで本人確認  厳格な本人確認により、オンライン資格確認等システムを通じて自身の医療情報等を医療機関に提供可能	医療機関での資格確認時に、窓口に提示  ※医療機関への自身の医療情報の提供不可	単体では受診不可。 マイナ保険証が読み取れない場合や、オン資義務化対象外施設・経過措置対象施設でカードリーダーが設置されておらず、オンライン資格確認が受けられない場合等に、 <u>マイナ保険証と併せて提示することで受診可能</u>
券面事項	氏名・生年月日・性別・住所 ※裏面にマイナンバー	氏名・生年月日・性別、被保険者番号 (負担割合)・保険者名・住所	氏名、被保険者番号(負担割合)・保険者名
様式・素材	カードのみ	基本はカード型 (その他、ハガキ・A4型等)	A4紙(右下切り取り可)
発行開始時期	発行開始済み	令和6年12月2日～ ※基本的な運用としては現行の保険証の有効期限が切れるタイミング又は経過措置が終了するタイミングで一斉に職権交付、その他新規加入時等に職権交付	令和6年12月2日～ ※被用者保険は令和6年9月から開始、地域保険(市町村国保)は基本的には保険証の期限が切れるタイミングで交付 ※このほか、12/2以降、新規加入時や負担割合変更時等に交付
有効期限	電子証明書は5年間 ※更新時は市区町村で手続きが必要、未更新のままだと利用登録が解除され資格確認書が職権で交付される	最大5年で保険者が定める範囲 ※更新あり	負担割合等が変わらない範囲内で利用可能 ※後期高齢者等については、保険者が有効期限を設定



# 資格情報のお知らせ（様式例）

## 資格情報のお知らせ

（保険者名）  
（保険者番号）

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。  
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合（70歳以上のみ記載）	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。（下部の切り取り箇所も同様）

**スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。**

－ マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら －



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます  
（このお知らせのみでは受診できません）

資格情報のお知らせ

令和〇年〇月〇日発行  
（交付者名）  
（保険者番号）

記号 000 番号 00000000 (枝番) 00  
氏名 佐藤 太郎  
負担割合 〇割（70歳以上のみ記載）

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

# マイナポータルでの資格情報画面

## マイナポータルの画面

マイナポータル 実証ベータ版

健康保険証

マイナンバーカード利用 登録済

資格情報 令和5年12月24日時点

① この情報は画面下部から保存できます

資格確認日  
令和4年12月24日

区分  
被保険者資格情報

交付年月日

登録なし

性別  
登録なし

### この情報を保存

医療機関受診時などに、ICチップの破損などでマイナ保険証の読み取りができない場合には、保存したPDFファイル画面をマイナ保険証とセットで受付窓口に表示することで、受診が可能です。

※受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

端末に保存

## 端末にダウンロードされるPDF

### 医療保険の資格情報

この画面のみでは受診できません。マイナ保険証とあわせて医療機関等の受付に提示してください。

保存日時：2024年2月1日 時点

保 険 者 名	XXXXXXXX健康保険組合
保 険 者 番 号	00000000
記 号	1
番 号	00000
枝 番	00
氏 名	XX XX

### 70歳以上の方又は後期高齢者医療の加入者

一 部 負 担 金 割 合	3割
有 効 期 限	2024年7月31日

(注) マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、保存したPDFファイルをマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提示することで受診いただけます。なお、70歳以上の方や後期高齢者医療の加入者の方は、表示されている有効期限の到来に伴い、一部負担金割合が変更になる場合がありますので、ご注意ください。